

所管部課		選挙管理委員会事務局		部長		矢吹 勇一		
件 名		東大和市選挙管理委員会行政手続条例施行規程の一部を改正する規程について		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則							
	部課機関							
1. 要 旨 (1) 改正理由 東大和市行政手続条例の改正に伴い、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示の方法による通知のうち、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くための具体的な方法を規程で定める必要が生じたため、所要の改正を行うものである。 (2) 主な改正内容 不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くための具体的な方法について、市長部局と同様にインターネットを用いる方法とするための改正として、東大和市行政手続条例及び東大和市行政手続条例施行規則の引用条項の追加を行う。 (3) 施行日 令和8年5月21日								
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） (1) 総務課による事前審査済み (2) 令和8年4月9日 令和8年第6回東大和市選挙管理委員会定例会で可決								
3. 留意事項（問題点等）								
4. 主管部処理案（検討結果等）								
5. 審議結果 了承								